児童手当の申請はお済みですか

昭和六十一年六月一日から二人目の子供にも児童手当が支給されます。

新規対象者
昭和五十九年六月二日以後生まれた児童（第二子）のいる受給者

支給額
第二子については、二千五百円、第三子以降については、五千円となります。

今まで受給していた方は、現況届の用紙を送付しますので、六月二十日までに提出してください。もし、この届を出さないと引き続き受給資格があっても六月以後の手当を受けることができなくなります。なお、詳しくは役場町民生活課福祉係へお問い合わせください。

日常生活と水の事故
――水の季節の到来です――

水の事故というと、すぐにプールや海を思いうかべがちですが、水による事故は水泳中だけに起こるものではありません。私達の日常生活の中にも、水による危険は多くひそんでいるのです。水のあるところ、必ず事故の危険があることを忘れてはなりません。

こんなところが要注意

〈家庭内〉
- ○水のはいっている浴槽
- ○使用中の洗濯機
- ○洗面所、便所
- ○水のはいっているバケツ、タライ
- ○遊んだあとのビニールプール

〈家の周囲〉
- ○ふたのないマンホール、下水道
- ○使われていない井戸
- ○砂利や砂をとったあとの水溜り
- ○側溝
- ○工事現場
- ○さくや囲いのない池や堀
- ○低いランカンの橋
- ○ため池や用水路

おかあさんへ

子供が泳ぎに行くときには
- ○どこへ行くのか聞く
- ○誰と行くのか聞く
- ○いつ帰るか聞く
- ○行く前に必ず健康チェックをしましょう。

自分の子供だけでなく、よその子供たちが危険なことをしていたら近くにいる大人が注意しましょう。

六月一日は人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず、国民の基本的人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生したのです。これが人権擁護委員制度の始まりです。

全国の人権擁護委員は六月一日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんとともに一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせております。小須戸町では、町長から推薦されて法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

氏名	住所・電話番号
海津仁太郎	小須戸町蔵町三三八-三六五七
五十嵐義応	小須戸町横川浜三八-二八六六

※相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

健康相談
母子手帳発行日のお知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

日時　六月二日(月)・九日(月)・十六日(月)
七月七日(月)
午前9時～午後4時

会場　役場保健センター

※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。

※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。

（印鑑をご持参下さい。）

六月は児童手当の支給月です

今月は児童手当の支給月です。

二月から五月までの四ヶ月分を十日に金融機関の口座に振込みますので確認してください。

六月三十日(月)
午前8時30分～12時

〔区域〕
新町二・三・四、雁巻町二、横川浜の各一部

七月三日(木)
午後1時30分～4時30分

〔区域〕
矢代田三～十二の各一部

停電のお知らせ

昭和六十一年五月診療分から高額療養費の一部負担が、従来五万一千円でしたが、五万四千円に変更になりましたのでお知らせします。

国民健康保険のお知らせ

緑の大敵
アメリカシロヒトリの駆除のお知らせ

アメリカシロヒトリは年二回発生し、繁殖力も極めておう盛な毛虫で、樹木の葉を食いつくしてしまう緑の大敵です。アメリカシロヒトリは蛹で越冬し、蛹は五月から六月初旬に成虫（蛾）になり産卵し幼虫は六月中旬から七月と八月から九月の年二回発生し加害します。

◎幼虫の見つけ方
桜、柳、プラタナス、タモ木クルミなどの広葉樹を好み、幼虫は糸をはいて巣をつくり、一定期間（十～十二日間）かたまっています。巣の中の幼虫は葉脈だけ食害するので葉がすけて見えます。

◎防除
防除は巣の処分をすることが一番良い方法です。幼虫は大きくなると巣から離れてしまうので分散する前に枝葉を切りとって焼くか踏みつぶしてください。尚、防除は、個々で実施するより部落、及び町内ぐるみで広範囲を一斉に防除することがより一層効果があります。防除機は役場で貸出しますので使用する場合は申し出てください。

住宅建設資金
新築分については引き続き貸付を行います。

昭和五十九年度から町では、住宅建設資金の貸付を行い、持家住宅の促進をはかってきました。今年度は例年になく利用者が多く、四月三日で打ち切らせていただきましたが、希望する方々もまだまだ多数いらっしゃるということで、以後本年度の新築分について貸付を行いますので、希望される方は、六月十四日までに役場建設課管理係まで申し出願います。尚、申込者多数の場合は抽選で決定させていただきます。

農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター）の所有状況調査について

農耕作業用自動車等が道路上を走行する場合、町交付の標識を付けなければなりません。又所有者、車台番号等の届け出が義務づけられ廃車、所有権の異動が生じた場合もその旨を届けることになっております。

五月十五日交付の軽自動車税の納税通知書に同封しました。「農耕用自動車確認台帳」は、その所有状況を確認するものですので、確認、記入、押印の上申告書として、左記により提出して下さい。

記

一、提出期限　六月三十日
二、提出場所　役場税務係

松くい虫防除を実施しています

昭和六十一年度春期伐倒防除を五月九日から六月十日までの間、高ヶ沢、十二屋敷、宮田、土居ノ内地内で実施しております。防除の方法としては、被害木を伐倒し、玉切、枝払いを行ない、その後薬剤散布を行ないます。この方法で約三千本の被害木を駆除いたします。本来、山林所有者にあらかじめ連絡したいのですが、山林面積が広いため個人個人に連絡をとることが困難でありますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申しあげます。

無料法律相談

相談日　六月二十日（金）
午前9時30分～12時まで

会場　役場保健センター
保健指導室（二階）

相談員　古川兵衛弁護士

申し込みは前日までに役場住民係へ電話（三八-三一一一番内線四一番）でお願いします。

申し込み人数により、時間を変更することがあります。

栄養改善料理講習会

食生活改善推進委員による栄養改善料理講習会を左記により開きますのでお知らせします。

日時　六月二十五日（水）
午後7時

場所　中央公民館

内容　「牛乳・乳製品をとりましょう」

身のまわりには、様々な悩みごとがあるものです。そんな時相談員の助言によって解決されることもあります。気軽にご利用ください。

六月の相談日
三日(火)・十日(火)・十七日(火)
二十四日(火)

心配ごと相談

火災の問い合せ専用電話が設置されました

五月十五日より、白根地区消防署に火災の問い合わせ専用電話が設置されました。

火災の状況をお知りになりたいときは、電話（〇二五三-七三-三四〇〇番）へお問い合せください。